

一般社団法人岩手県植物防疫協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するために必要な病害虫及び雑草の防除が岩手県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全で安心な農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有害動植物の適正防除及び農薬の安全使用の推進
- (2) 植物防疫に関する調査研究
- (3) 植物防疫に関する研修会及び講習会の開催
- (4) 航空防除及び一般防除の推進
- (5) 農薬及び防除技術の受託試験及び実証展示
- (6) 植物防疫に関する印刷物の発行及び斡旋
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、岩手県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 植物防疫に関する団体で、この法人の目的に賛同し、その活動を推進するために入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会した団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定める入会申込書により申込みし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動の費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) すべての正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散したとき。

(会費の不返還)

第11条 会員資格を喪失した会員が納入した会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、毎年1回、事業年度の終了後3か月以内に開催する通常総会と必要に応じて隨時開催する臨時総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

2 会長理事が欠けたとき又は事故があるときは、出席正会員又は理事の中から総会の議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められる事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。

理事又は監事の候補者数が定款に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事録については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 意見又は発言の内容の概要
- (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録作成者の氏名

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長理事、1名を副会長理事とする。

3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 会長理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長理事は、会長理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び予算の決議
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会長理事及び副会長理事の選定及び解職
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) その他この法人の業務執行の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長理事が毎年事業年度4か月を超える間隔で2回以上招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。

3 会長理事（会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事。以下この項において同じ。）以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を会長理事に請求することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の可決決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 招集の請求による理事会招集の場合は、招集の請求をした理事又は監事による理事会招集であることの旨
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 意見又は発言の内容の概要
- (7) その他法令で定める事項

2 当該理事会に出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 幹事会及び試験委員会

(幹事会)

第35条 この法人に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、若干名の幹事で構成し、幹事は、理事会の承認を経て会長理事が委嘱する。
(招集)

第36条 幹事会は、会長理事が招集する。

2 幹事会は、この法人の業務運営計画等について会長理事に参考意見を提言する。
(試験委員会)

第37条 この法人に、試験委員会を置く。

2 前項の委員会は、委員 15 名以内で構成し、委員は、会長理事が委嘱する。
3 試験委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を会長理事に提出する。
(1) 農薬及び有害動植物の防除技術に関する受託試験及び実証展示事業の実施計画案の策定
(2) 実施結果の検討及び要約案の策定
(3) その他農薬試験事業の目的を達成するために必要な事項の検討
4 試験委員会に関する運営細則は、理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。
(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始前日までに、会長

理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長理事が任免し、他の職員は、会長理事が任

免する。

3 事務局長は、会長理事の命によりこの法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。

2 この法人の最初の会長理事は鈴木長壽とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。